

Info
1

税金の納め忘れはありませんか

11月と12月は滞納整理強化月間です

滞納は



税の公平性を確保するため、11月と12月を「滞納整理強化月間」と定め、県下一斉に滞納処分(財産の差し押さえなど)の強化をします。税金の納め忘れがないか確認し、納期内納付をお願いします。 **問い合わせ** 税務課管理徴収係(☎35-0910)

■納税は国民の三大義務の一つです

道路や公園などの公共施設の整備をはじめ、福祉、教育、保健、消防、ごみ処理など、皆さんの暮らしに欠かせない公共サービスは、市民一人ひとりが納める市税など(市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税など)が支えています。

■納期内の納付をお願いします

市では、税金を納期限までに納めなかった人に、まず督促状を送付します。督促状を発送した日から10日を経過しても納付されなかった場合には、財産の差し押さえなどの滞納処分を行います。税金を滞納すると、延滞金が発生し、本来納めるべき税額よりも多く納めることになります。納期内の自主的な納付に協力をお願いします。

■納付は身近な場所で手軽に行えます

市税などの納付は、全国の主なコンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリ「PayPay」「LINE Pay」を使用して、曜日や時間を気にせず、いつでも納付することができます。手数料もかかりませんので、ぜひ利用ください。※コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリで使用できない納付書もあります。詳細は、上記へ問い合わせください。

■納税には口座振替が便利です

金融機関が指定の口座から自動的に振り替えて税金を納付するので、納め忘れもなく安心です。時間のない人はぜひ利用ください。預金通帳と通帳印を持参のうえ、取扱金融機関にて申し込みください。

※取扱金融機関については、右記から確認ください。

Info
2

見逃さないで子どもたちのSOS

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待は子どもの命や心身の成長、人格形成に重大な影響を与えるため、予防や早期発見、早期対応が求められています。いち早く行動することや社会全体で問題解決していくことが大切です。一人ひとりが子どもをやさしく見守る社会を作りましょう。 **問い合わせ** 子育て応援課こども福祉係(プラザけやき内☎35-0914)



■児童虐待とは

●身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、屋外に締め出すなど

●育児放棄

食事を与えない、自宅に放置する、受診や通学をさせないなど

●心理的虐待

暴言を浴びせる、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など

●性的虐待

わいせつな行為、性的行為を見せる、性的関係の強要など

■相談・通告についてのQ & A

Q. 告げ口をしているようで連絡をためらいます。

A. 連絡することは虐待の犯人探しではありません。子どもを守ること、保護者や家族を救うことになります。

Q. 虐待があると思い通告しましたが、虐待でなかった場合どうなりますか。

A. 通告内容を虐待と決めつけず、虐待があるかどうかを慎重に調査します。その際、通告された人に通告の詳細を伝えることはありません。

Q. 「しつけのため」は虐待にあたりますか。

A. 子どもにとって心と身体を傷つけることであれば虐待にあたります。

児童虐待かと思ったら
すぐに電話してください

児童相談所虐待対応ダイヤル
(24時間通話料無料)

※通告、相談は匿名で行うことができます。

いち はや く
189

困ったら近くの児童相談所へ

子育て応援課こども福祉係(家庭児童相談室)

☎35-0955 平日(午前8時15分～午後5時)

静岡県西部児童相談所

☎0538-37-2810 平日(午前8時30分～午後5時15分)